

居宅介護支援事業者 重要事項説明書

6 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスに関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事等、お気軽にご相談ください。

相談窓口担当 福原直義
 電話 (054) 247-0760
 ご利用時間 午前8:30 ~ 午後5:30 (月曜日から金曜日)

この他、市町村や国民健康保険団体連合会の窓口でも苦情相談を受け付けています。

静岡市役所 介護保険課 (054) 221-1377
 静岡県国民健康保険団体連合会 苦情処理係 (054) 253-5590

7 緊急連絡先

月曜日から金曜日の営業時間内 (12/30 ~ 1/3を除く) : 054-247-0760
 営業時間外 : 090-1621-7883

8 公正中立な立場での業務実施について

当事業者は、ご利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたっては、ご利用者の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関しては公正中立に行っています。

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供に当たり、利用者に対して契約書及びこの説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡市葵区巴町 60
 名称 有限会社岩本薬局 居宅介護支援事業所
 説明者 福原直義 印

(利用者)

私は契約書及びこの説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。その内容を承諾するとともに、個人情報使用に関して同意します。

住所

氏名 印

(ご家族又は代理人)

住所

氏名 印

厚生省令第38号第4条第1項の規程に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関しあなたに説明すべき重要事項はつぎのとおりです。

1 事業者の概要

(1) 名称等

名称	有限会社岩本薬局居宅介護支援事業所
所在地	〒420-0843 静岡市葵区巴町60
電話番号	054-247-0760
法人種別及び名称	有限会社 岩本薬局
代表者職	代表取締役社長
代表者氏名	矢筈原 祐介
管理者氏名	福原 直義
介護保険事業所番号	2244110165
指定年月日	平成11年 8月 1日
交通の便	JR静岡駅から徒歩20分 静岡鉄道バス 巴町バス停下車 (JR静岡駅から7分)
サービスを提供する通常の実施地域	静岡市

(2) 職員の概要

職種	職員数	勤務形態数	保有資格の内容
管理者	1人	常勤兼務 1人	主任介護支援専門員・介護福祉士
介護支援専門員	5人	常勤兼務 1人	主任介護支援専門員・介護福祉士
		常勤専従 1人	介護支援専門員・歯科衛生士
		常勤専従 1人	介護支援専門員・社会福祉主事
		非常勤兼務 1人	介護支援専門員・精神保健福祉士
		非常勤兼務 1人	介護支援専門員・介護福祉士

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (12/30 ~ 1/3を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項目	内容, 方法等
要介護認定等の申請代行	利用者の要介護認定等(更新認定を含む)に係わる申請について、利用者の意志を確認した上で、申請の代行等の必要な援助を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者の心身の状況、その置かれている環境、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事が可能である事、利用者及び家族の希望などを考えて、居宅サービス計画を作成します。 当事業所の居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。
サービス事業者等との連絡調整	利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。 作成した居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。
居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス計画の変更等)	居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族指定居宅サービス計画事業者等との連絡を継続的に行うことにより居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。
介護保険施設への紹介	利用者がその居宅における日常生活が困難になったと認める場合、あるいは利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項目	内容
サービス提供困難時の対応	利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じます。
サービスの質の向上のための対策	介護支援専門員の質的向上を図るため、研修会等に参加し研鑽に努めます。
プライバシーの秘密義務	支援事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守する義務を負います。
事故発生時の対応	居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合には速やかに家族、市町村に連絡を行い、必要な措置を講じます。
入院先医療機関との連携	居宅介護支援の提供開始後、入院となった場合、入院先に担当ケアマネジャーの氏名を入院先医療機関に提供依頼をお願いします。

3 利用料金

(1) 利用料 居宅サービス計画作成料等は介護保険制度から全額負担される。

① 居宅介護支援費		
ア 要介護 1, 2	1086単位	イ 要介護 3, 4, 5 1411単位
② 加算		
ア 初めてサービス計画を立てる時(初回加算)		300単位
イ 長期入院、入所を経て在宅になる場合		
【カンファレンスなし、訪問1回(退院・退所加算Ⅰイ)】		450単位
【カンファレンスあり、訪問1回(退院・退所加算Ⅰロ)】		600単位
【カンファレンスなし、訪問2回(退院・退所加算Ⅱイ)】		600単位
【カンファレンスあり、訪問2回(退院・退所加算Ⅱロ)】		750単位
【カンファレンスあり、訪問3回(退院・退所加算Ⅲ)】		900単位
ウ 病院等と情報を共有した場合(入院日)		250単位
(入院日から翌々日以内【金曜日の17時半以降の入院は月曜日まで】)		200単位
エ 緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位
オ ターミナルケアマネジメント加算		400単位
カ 通院時情報連携加算		50単位
キ 特定事業所加算Ⅲ		323単位

しかし保険料の滞納の場合には、サービスは償還払いとなります。当事業所からサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日静岡市の担当窓口へ提出しますと、利用料の払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費 サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方は無料です。

(3) 解約料 解約に関しては頂いておりません。

4 サービスの終了について

次の場合には自動的にサービスを終了します。

- ① あなたが介護保険施設に入院又は入所した場合
- ② あなたの要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ③ あなたがお亡くなりになった場合

5 個人情報使用に関する同意

事業者および従業者は、あなた及びご家族の個人情報を以下による必要最小限の範囲内で使用提供または収集します。

- ① 利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議での情報提供のため。
- ② 介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整のため。
- ③ あなたが医療サービスの利用を希望され、主治医の意見を求める必要のある場合。